

第2期天塩町子ども・子育て支援事業計画（案）

計画期間（令和2年～令和6年）



天 塩 町

令和2年4月

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の目的	・・・	01
2 計画の位置づけ	・・・	01
3 計画の期間	・・・	02
4 計画の策定体制	・・・	02

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 3階層別人口の推移	・・・	03
2 子どもの人口の推移	・・・	04
3 合計特殊出生率の推移	・・・	05
4 アンケート結果からみられる現状		
(1) 天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査概要	・・・	06
(2) 子育て家庭の家庭類型	・・・	07
(3) 教育・保育サービスの利用状況と利用希望		
(ア) 教育・保育施設	・・・	08
(イ) 地域子育て支援拠点	・・・	09
(ウ) 病児・病後児保育及び一時預かり	・・・	10
(4) 放課後児童の現状と利用希望	・・・	13
(5) 子育て相談窓口及び情報提供体制の充実	・・・	14
(6) 子育て支援施策のニーズ	・・・	15
(7) 天塩町未来を築く子育て応援事業について	・・・	16
(8) 天塩町子育て応援ファイル「てとて」について	・・・	18
(9) 子育てのしやすさと満足度	・・・	20

第3章 計画の基本理念

1 基本理念	・・・	23
2 基本的な視点	・・・	23
3 基本目標	・・・	24

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定について		
(1) 区域設定の趣旨	・・・	25
(2) 区域設定の内容	・・・	25
(3) 区域設定の理由	・・・	25

第5章 量の見込みと確保の方策

1 教育・保育の二ーズ量と確保方策	・・・	26
2 地域子ども・子育て支援事業		
(1) 延長保育事業	・・・	28
(2) 放課後児童健全育成事業	・・・	29
(3) 子育て短期支援事業	・・・	30
(4) 地域子育て支援拠点事業	・・・	31
(5) 一時預かり事業	・・・	32
(6) 病児・病後児保育事業	・・・	32
(7) ファミリーサポートセンター事業	・・・	33
(8) 利用者支援事業	・・・	34
(9) 乳幼児全戸訪問事業	・・・	35
(10) 養育支援訪問事業	・・・	36
(11) 妊婦に対する健康診査事業	・・・	37

第6章 よりよい教育・保育提供体制の推進

1 保育士等質の向上に係る支援	・・・	38
2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について	・・・	38
3 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者等の連携	・・・	39

第 1 章

計画策定の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

1 計画策定の目的

近年の急速な少子化の進行並びに家庭や地域の子ども・子育てを取り巻く環境の変化が指摘されている中で、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援し、次代を担う子ども一人一人が健やかに成長できるような環境づくりと、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことが求められています。

このような子ども・子育てをめぐる社会背景の中で、国は子ども・子育て支援法を公布しました。市町村は、法律に基づき、幼児期の質の高い教育・保育の提供及び地域の実情に合わせた地域子ども・子育て支援の提供を図ることとなります。

子ども・子育て支援施策を推進するにあたり、市町村は、その地域の実情と子育て世帯のニーズの把握に努め、地域の子どもが等しく質の高い教育・保育を受けることができるような子育て支援環境整備を行うための「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

この計画は、天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果及び天塩町子ども・子育て会議の意見を十分に反映し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、その確保の方策と時期を定めることで、天塩町の子ども・子育て支援事業のニーズに添えていくための体制づくりを推進するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法基本理念を踏まえ、また基本的な指針に則り、天塩町子ども・子育て会議の意見を聴取して策定します。

子ども・子育て支援法基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

表1 天塩町子ども・子育て支援事業計画の期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第1期天塩町子ども・子育て支援 事業計画					第2期天塩町子ども・子育て支援 事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業ニーズ調査の実施

この計画の策定に先立ち、天塩町においては、平成31年春に天塩町在住の小学生以下の子どもの保護者全員を対象に「天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査」を実施しました。

この調査によって天塩町の子育て支援事業ニーズを把握するとともに、人口推計結果と過去5年間の実績数値を考慮し、これから先の5年間のニーズ量を算出し、計画策定の基礎数値としてこの計画に反映します。

(2) 天塩町子ども・子育て会議の設置

天塩町では、この計画を審議する機関として「天塩町子ども・子育て会議」を設置しています。この会議は、子どもの保護者、学識経験者、子育て支援事業者及び教育保育等関係者で構成されていて、この計画を策定するために多くの審議を行い、多角的な面からの意見を反映させています。

第 2 章

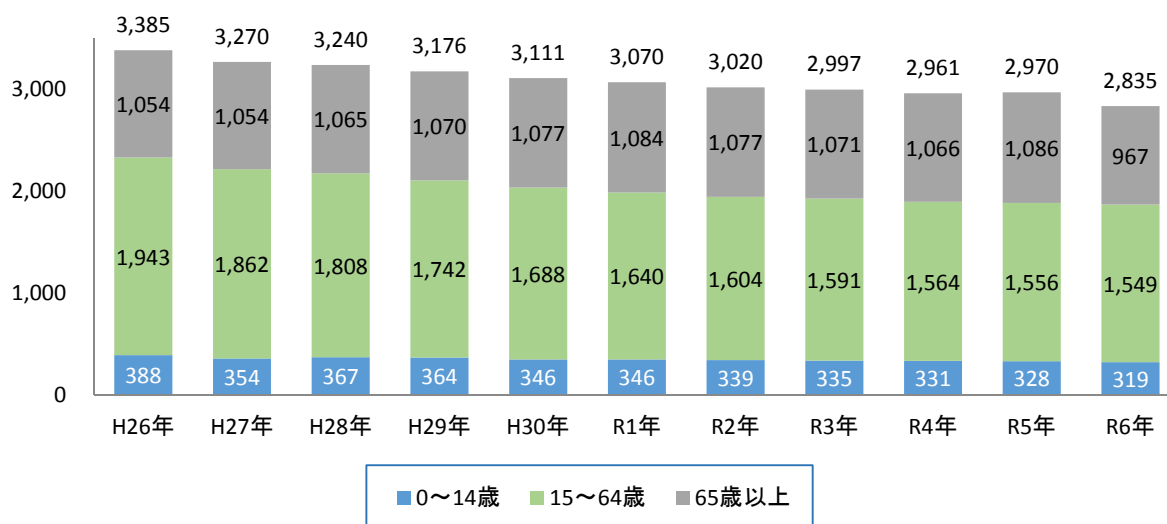
子ども・子育てを取り巻く環境

- 1 3階層別人口の推移
- 2 子どもの人口の推移
- 3 合計特殊出生率の推移
- 4 ニーズ調査アンケート結果からみられる現状
 - (1) 天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査概要
 - (2) 子育て家庭の家庭類型
 - (3) 教育・保育サービスの利用状況と利用希望
 - (ア) 教育・保育施設
 - (イ) 地域子育て支援拠点事業
 - (ウ) 病児・病後児保育事業及び一時預かり事業
 - (4) 放課後児童の現状と利用希望
 - (5) 子育て相談窓口及び情報提供体制の充実
 - (6) 子育て支援施策のニーズ
 - (8) 天塩町未来を築く子育て応援事業について
 - (9) 天塩町子育て応援ファイル「てとて」について
 - (10) 子育てのしやすさと満足度

1 3階層別人口の推移

本町人口は、全体として緩やかな減少傾向にあります。その中で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、逆に生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は緩やかに減少しています。

図1 年齢区分ごとの人口推移



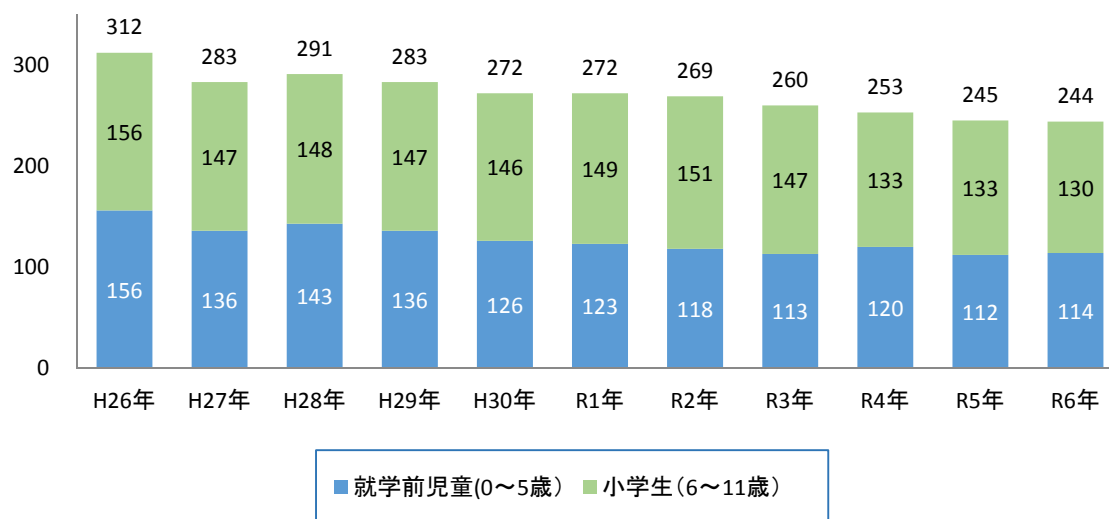
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
老年 (65歳以上)	1,054	1,054	1,065	1,070	1,077	1,084	1,077	1,071	1,066	1,086	967
生産年齢 (15～64歳)	1,943	1,862	1,808	1,742	1,688	1,640	1,604	1,591	1,564	1,556	1,549
年少 (0～14歳)	388	354	367	364	346	346	339	335	331	328	319
合計	3,385	3,270	3,240	3,176	3,111	3,070	3,020	2,997	2,961	2,970	2,835

※ H26～H30（4月1日現在人口：住民基本台帳） R1～R6（人口推計による）

2 子どもの人口の推移

子どもの人口についても、緩やかな減少傾向が見られます。子どもの人口推計によると、令和6年度の子どもの人口は現在（平成30年）と比較して約10%減となる結果が出ています。

図2 小学生以下児童の人口推計



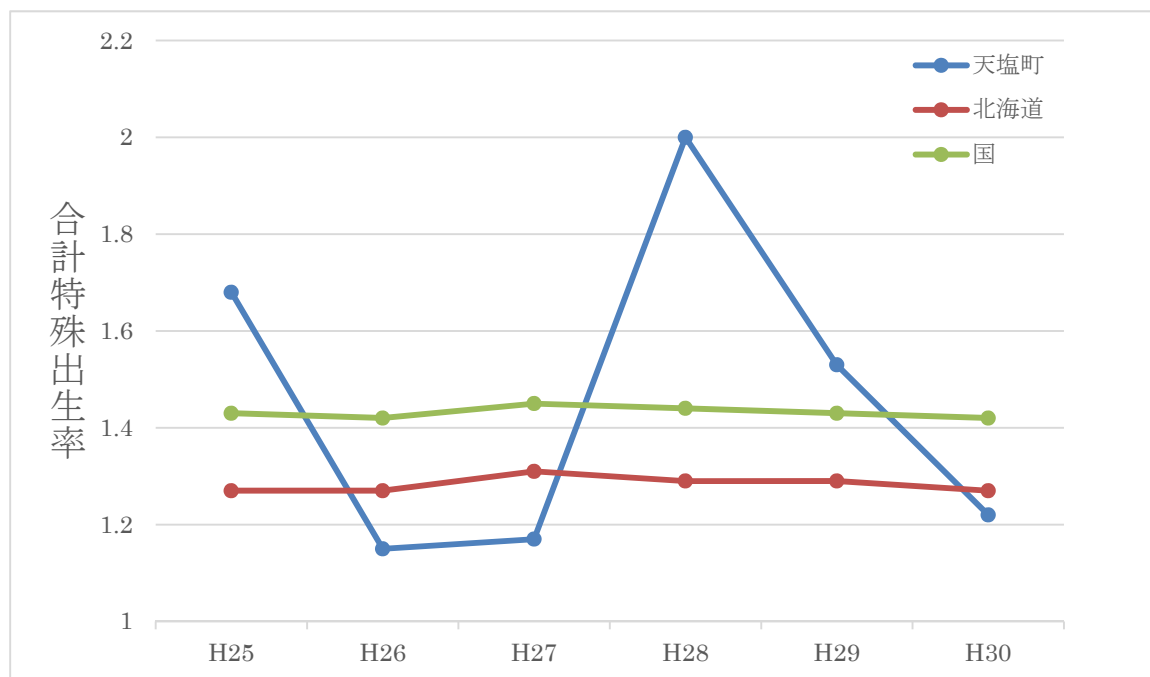
区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学生 (6~11歳)	156	147	148	147	146	149	151	147	133	133	130
就学前児童 (0~5歳)	156	136	143	136	126	123	118	113	120	112	114
合計	312	283	291	283	272	272	269	260	253	245	244

※ H26~H30（4月1日現在人口：住民基本台帳） R1~R6（人口推計による）

3 合計特殊出生率の推移

天塩町の合計特殊出生率は、各年度においてばらつきはありますが、近年は北海道平均と並び、同水準へ収束する可能性が垣間見えます。また、出生数も平成 29 年以降は 20 名を下回り、減少傾向にあります。

図3 合計特殊出生率の比較



区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30
天塩町	1.68	1.15	1.17	2.00	1.53	1.22
北海道	1.27	1.27	1.31	1.29	1.29	1.27
国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42
(参考) 出生数	23人	25人	15人	25人	19人	14人

※ H25~H30 (12月31日現在数値)

※合計特殊出生率とは？

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率」を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当します。

4 ニーズ調査アンケート結果からみられる現状

(1) 天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査概要

調査の目的	「第2期天塩町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、本町に住所を有する子どもの保護者に子育てに関するアンケート調査を行い、日々の生活の中での事業ニーズの把握と現状の把握を行い、今後の本町の子育て支援を展開していくための基礎資料とすることを目的とします。			
調査の対象者	就学前児童調査	天塩町在住の就学前児童を扶養する保護者		
	小学生児童調査	天塩町在住の小学生児童を扶養する保護者		
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収			
調査期間	平成31年3月5日 から 平成31年3月20日 まで			
回収率	対象者区分	配布数	有効回答数	有効回答率
	就学前児童	135	69	51.1%
	小学生児童	140	57	40.7%

(2) 子育て家庭の家庭類型

天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査から得られた、町内子育て家庭の家庭類型（現在と潜在）は表のとおりです。

共働き家庭（フルタイム労働）と専業主婦家庭が全体の約68%と大半を占めています。また、潜在の実数値で共働き家庭（フルタイム労働）が増加しており、これは両親共に正社員で働くことを望む家庭が増加傾向にあることを示しています。

よって、今後、共働き家庭に対する子育て支援事業ニーズが高まることが予想されるため、より一層の子育て支援事業の整備が求められると言えます。

第2期 天塩町の家庭類型一覧（未就学児がいる家庭）

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
A	ひとり親家庭	5	8.1%	5	8.1%
B	フルタイム×フルタイム家庭	28	45.2%	30	48.4%
C	フルタイム×パートタイム家庭	9	14.5%	8	12.9%
C'	フルタイム×パートタイム家庭2	6	9.7%	10	16.1%
D	専業主婦（夫）家庭	14	22.6%	9	14.5%
E	パート×パート家庭	0	0.0%	0	0.0%
E'	パート×パート家庭2	0	0.0%	0	0.0%
F	無業×無業家庭	0	0.0%	0	0.0%
合 計		62	100.0%	62	100.0%

※無回答等 7件

【参考】 家庭類型の概要

TYPE	分類名	概要
A	ひとり親家庭	○配偶者がいない家庭。
B	フルタイム ×フルタイム	○父親、母親ともにフルタイムで働いている家庭。
C	フルタイム ×パートタイム	○父親、母親どちらかがフルタイムで働いており、もう片方がパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が長い家庭。
C'	フルタイム ×パートタイム2	○父親、母親どちらかがフルタイムで働いており、もう片方がパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が短い家庭。
D	専業主婦（夫）	○父親、母親どちらかがフルタイムかパートタイムで働いており、もう片方が無業の家庭。
E	パートタイム ×パートタイム	○父親、母親どちらもパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が長い家庭。
E'	パートタイム ×パートタイム2	○父親、母親どちらもパートタイムで働いている家庭。 ○パートタイムの就労時間が短い家庭。
F	無業×無業	○父親、母親ともに働いていない家庭。

(3) 教育・保育サービスの利用状況と利用希望

(ア) 教育・保育施設

未就学児の教育・保育施設の利用状況は、図 1 より認定子ども園が約85%となっています。しかし、図 2 の利用希望からは、居宅訪問型保育事業やファミリーサポートセンターの利用希望も一定数あるため、実施場所や人員確保の観点からもニーズに注視しながら必要に応じて検討していきます。

図 1 現在利用している教育・保育サービス

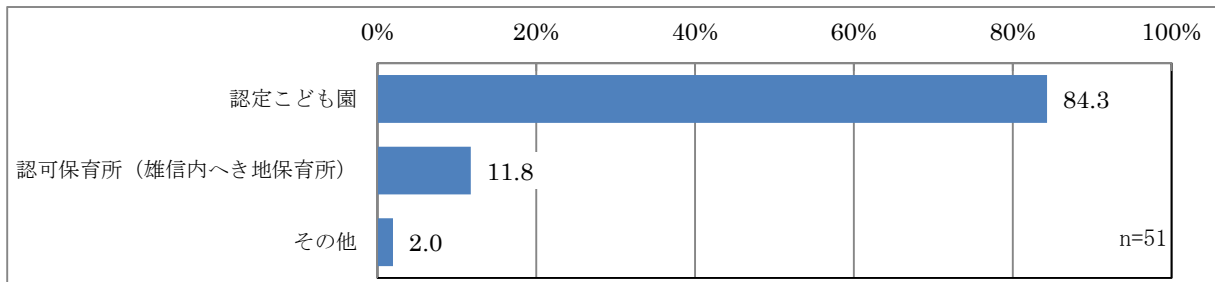
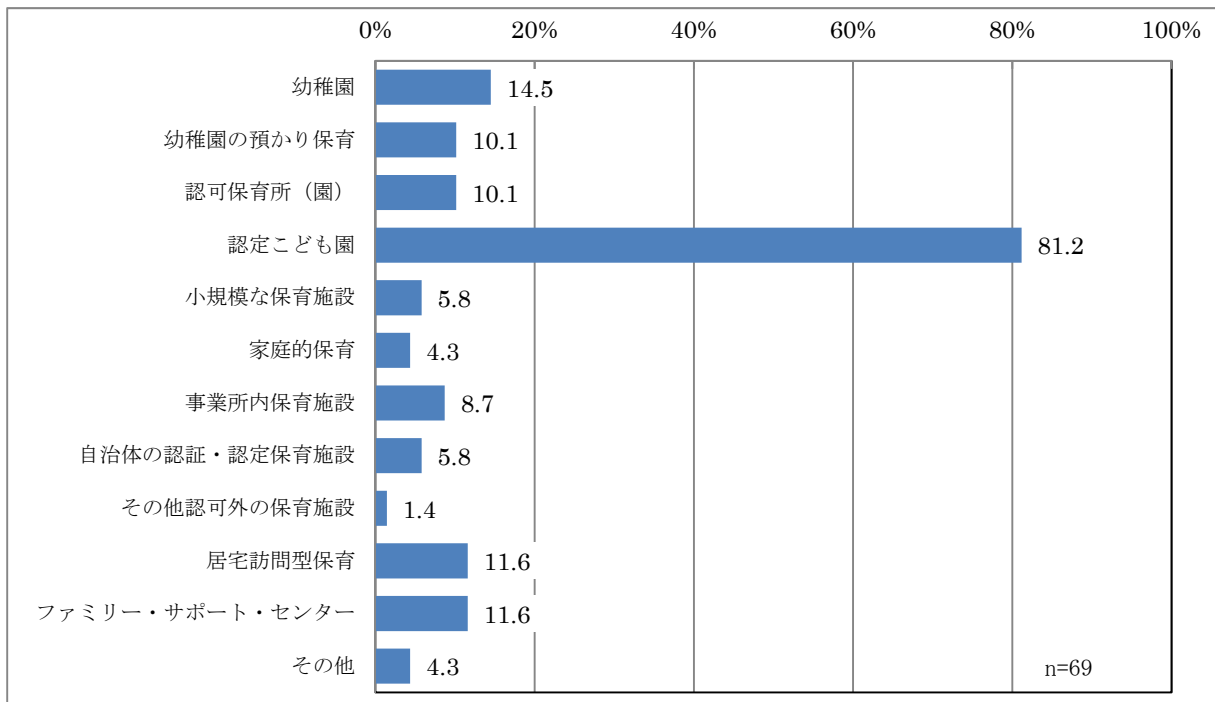


図 2 今後の利用を希望する教育・保育サービス



(イ) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用状況については図3のとおりです。24.6%が利用していると回答していますが、今後の希望については図4に示すように、新たに利用したいと回答した家庭が13.0%、利用回数を増やしたいと回答した家庭が10.1%と、約23%の家庭が地域子育て支援事業の利用を希望しているため、一定数の利用者の増加が見込まれます。

よって、現在は認定子ども園の一室で事業を実施していますが、開設日数や時間等を検討し、サービス提供体制をより一層の充実させるための検討が必要となります。

図3 地域子育て支援拠点事業の利用状況

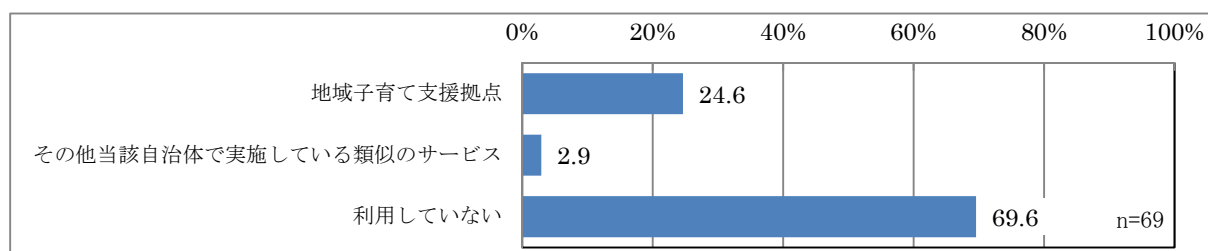
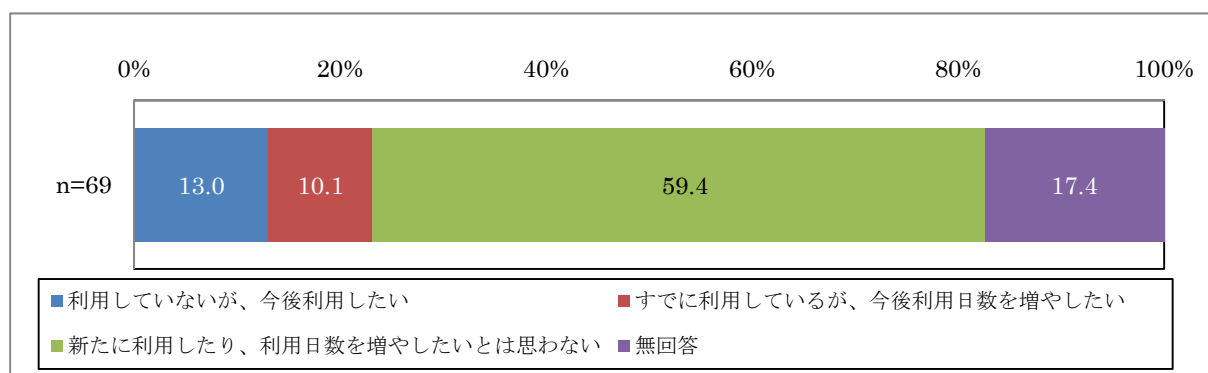


図4 地域子育て支援拠点事業の利用希望

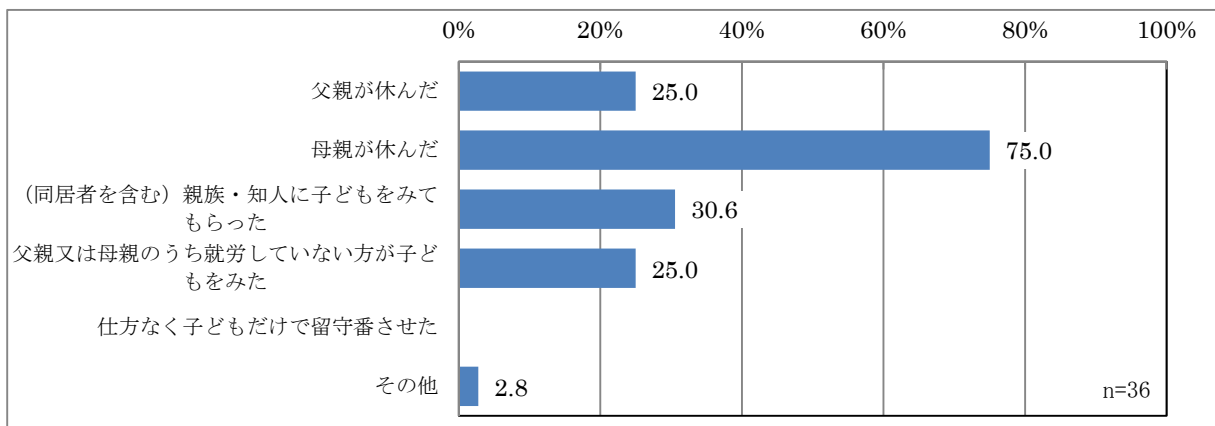


(ウ) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の時の未就学児・就学児別の対応については図5となっており、休暇を取り子どもを看病することが難しい理由については図6のとおりとなっています。病児・病後児保育の利用希望は図7のとおりです。父母のどちらかが仕事を休み対応するという回答が多い中で、病児・病後児保育の利用を希望する回答は未就学児と就学児の家庭で大きく差が出ています。可能な限り休暇を取り看病したいという希望の中で、未就学児の家庭の中には「子どもの看病を理由として休みが取れない」や「自営業なので休めない」などの個々の就労状況によって、どうしても病気の子どもへの対応が困難な事例が見受けられます。

図5 子どもが病気の時の対応について

(未就学児対象)



(就学児対象)

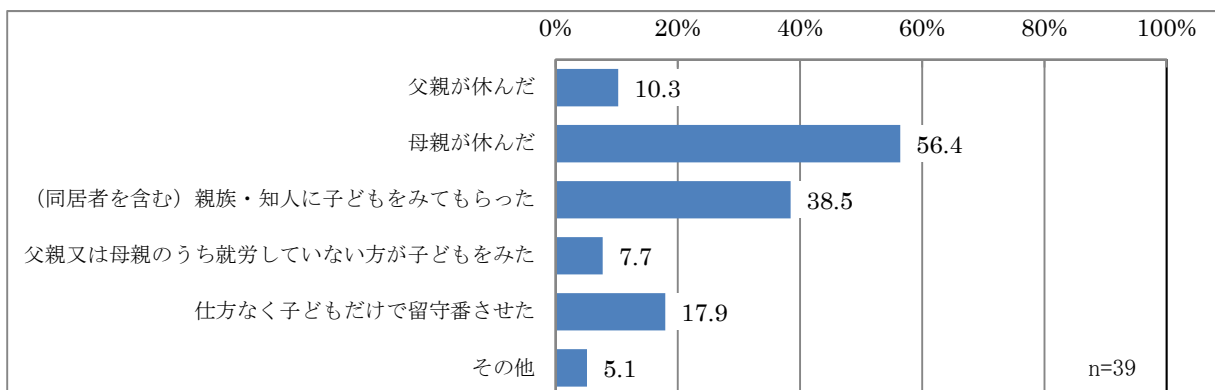
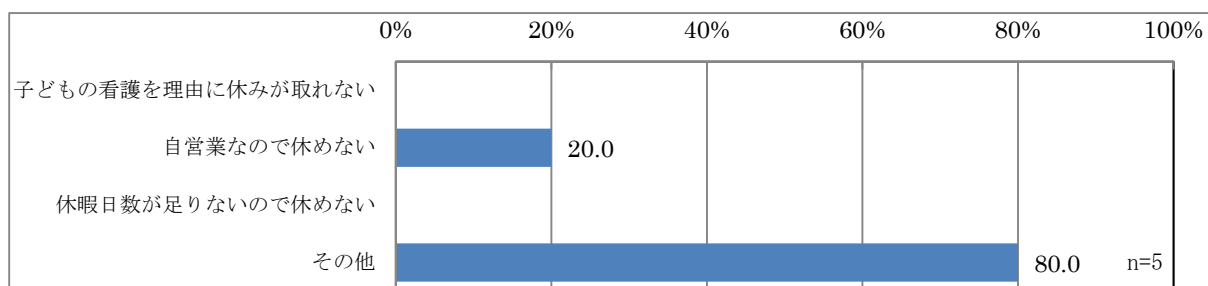


図6 休暇を取り看病することが困難な理由

(未就学児対象)



(就学児対象)

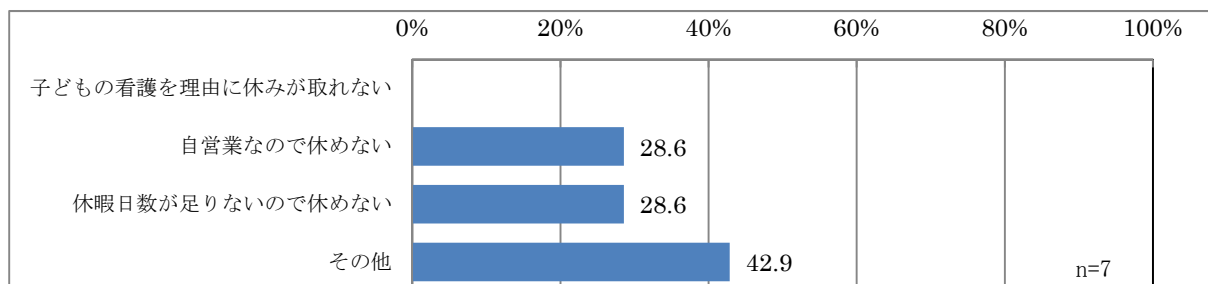
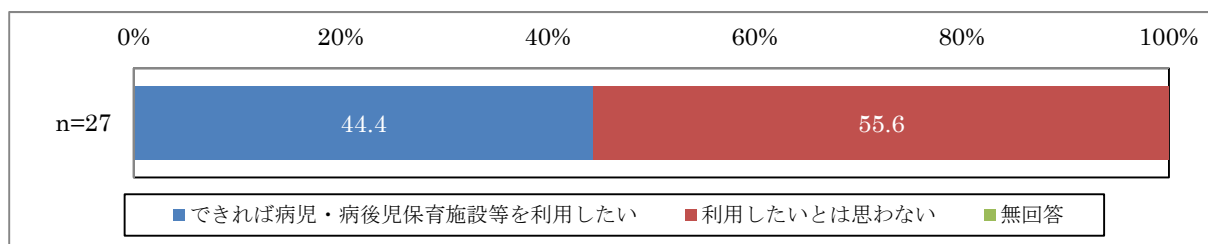
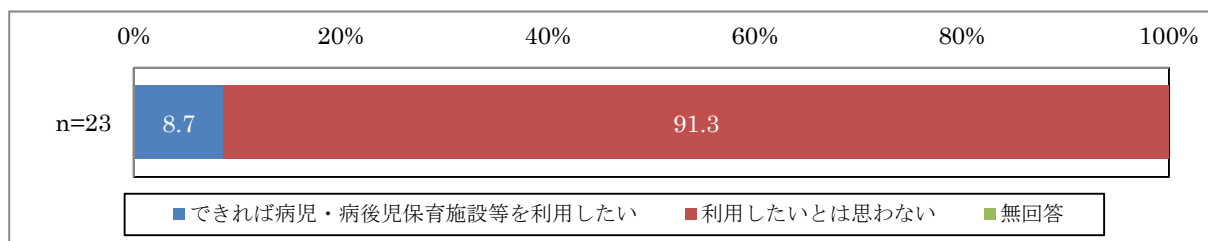


図7 病児・病後児保育の利用の希望

(未就学児対象)



(就学児対象)



(工) 一時預かり事業

私用等を理由とした一時預かり事業の利用希望は図8のとおりです。図9のように利用を希望する家庭の内70.8%の子育て家庭が、私用やリフレッシュを目的とした一時預かりを希望しています。

図8 一時預かりの利用希望について

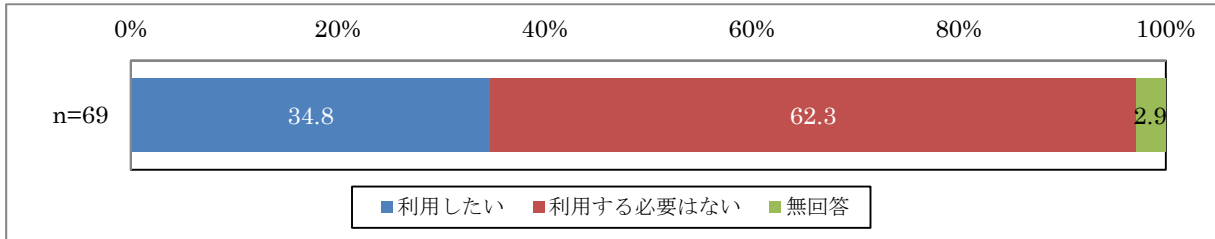
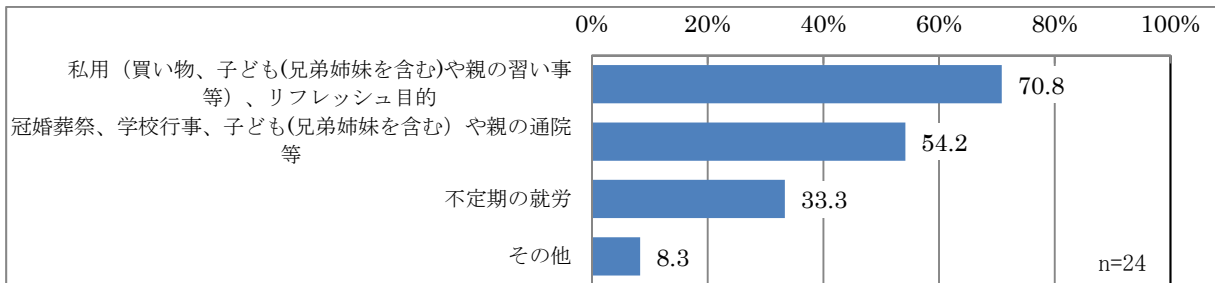


図9 一時預かりを希望する理由



これらの一時預かり事業については、調査結果から多くの希望が見受けられ、病気や冠婚葬祭のみならず、子育ての負担軽減の観点から、私用やリフレッシュ目的の利用も含めた子育て家庭の不定期な保育ニーズの対応について、人員確保の点も踏まえながら検討していきます。

(4) 放課後児童の現状と利用希望

就学後の放課後の過ごし方について、現状、図10のように放課後児童クラブを利用している就学児はアンケート全体の29.8%となっています。

5歳の子どもを持つ世帯について行った放課後の過ごし方についての調査では、図11のとおり小学校低学年(1～3年生)の間は放課後児童クラブの希望が高いが、図12に示す小学校高学年(4～6年生)については16.7%と低学年の半分以下の値となっています。

しかし、小学校高学年における利用の希望があることによって、放課後児童クラブの実施体制の充実が求められます。

図10 就学児の放課後児童クラブの利用状況

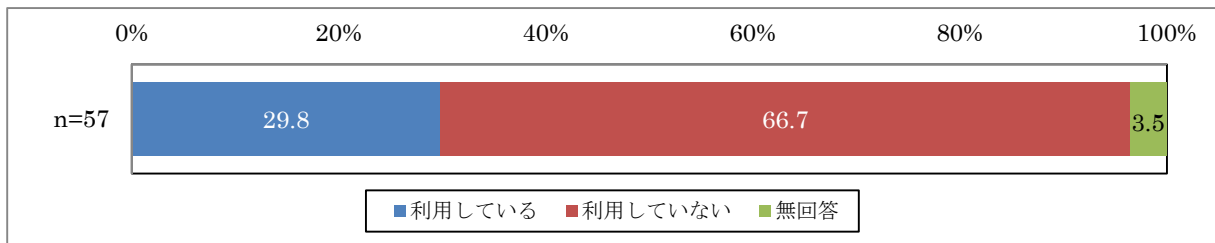


図11 小学校低学年(1～3年生)の放課後の過ごし方の希望

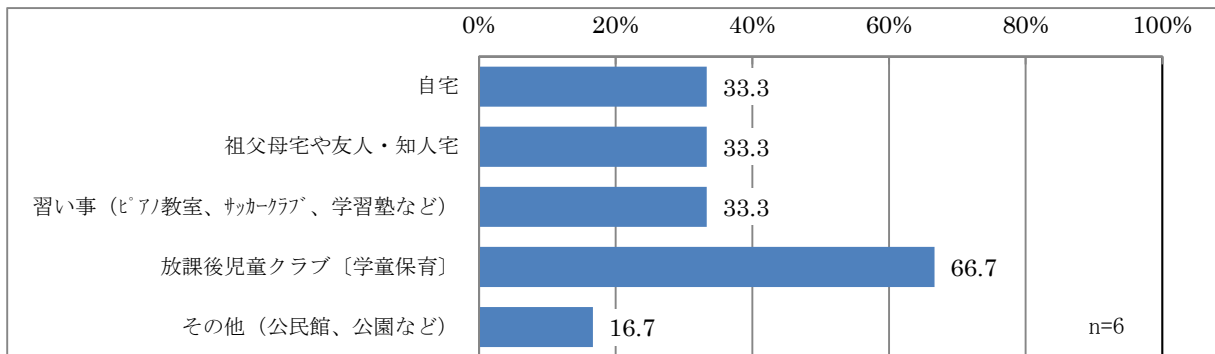
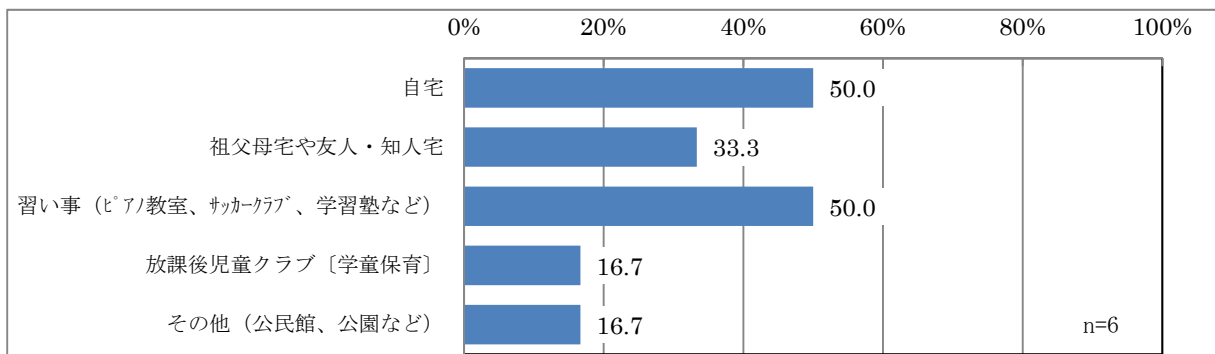


図12 小学校高学年(4～6年生)の放課後の過ごし方の希望



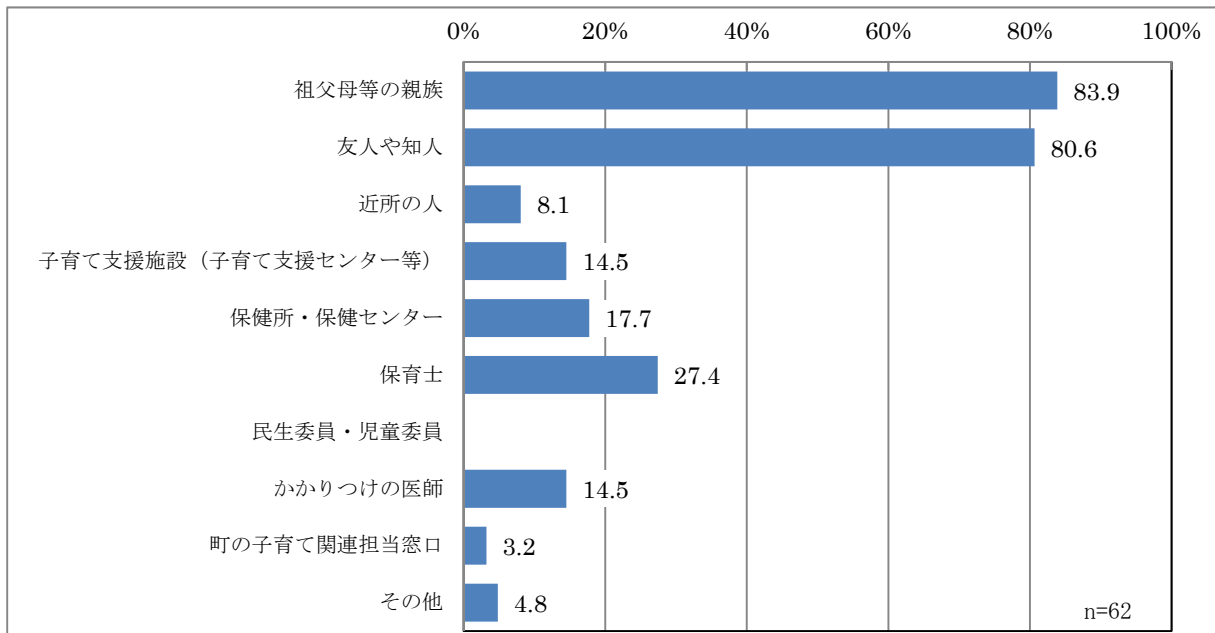
(5) 子育て相談窓口及び情報提供体制の充実

子育てに関する悩みの相談先については、図 13 のとおり未就学児及び就学児ともに、親族や知人友人等身近な人の割合が非常に高くなっており、行政関係機関に対しては概して低い割合となっています。

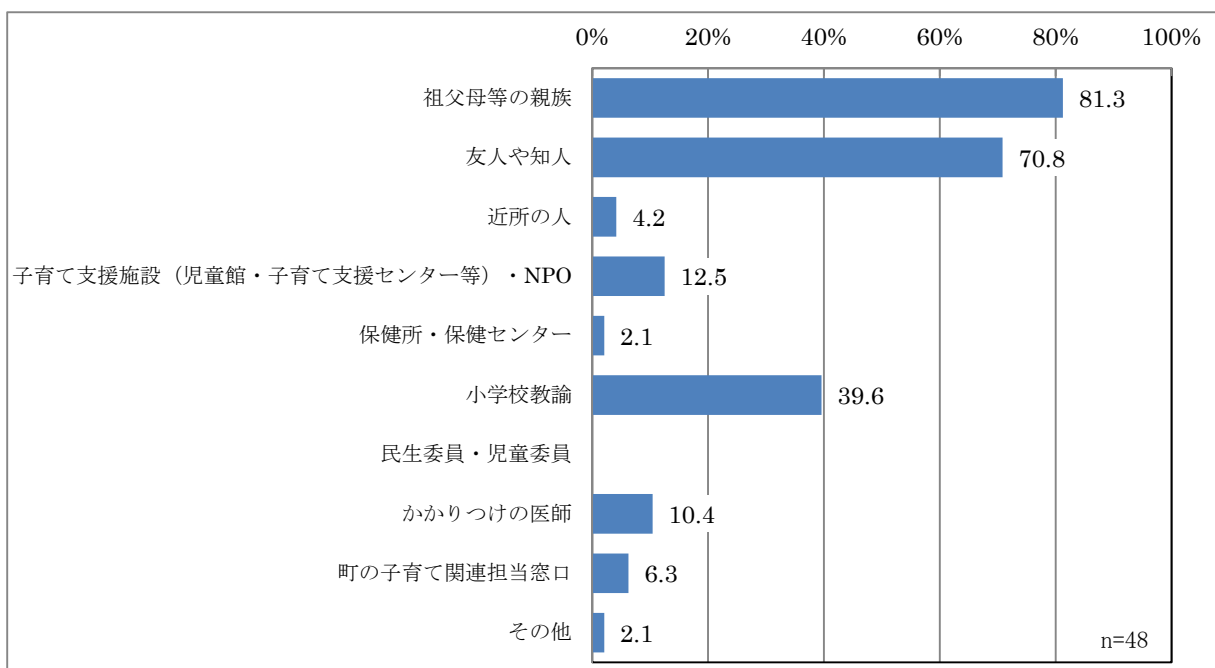
子育て家庭に対してより適切な情報を伝え、専門的な支援を行うためには、気軽に相談できる体制づくりや子育て相談窓口の一本化など、子育て家庭の目線に立った利用者支援事業の実施体制整備について検討していきます。

図 13 子育てに関する悩みの相談先

(未就学児対象)



(就学児対象)



(6) 子育て支援施策のニーズ

子育て支援施策は、図 14 及び図 15 のとおり未就学児、就学児どちらの調査でも変わらず「子どもの遊び場、機会の充実」や「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」、「子どものための経済的支援の充実」が多い結果が出ています。加えて就学児は「教育環境の充実」を望む声も多く見受けられます。

図 14 未就学児の子育て家庭のニーズ

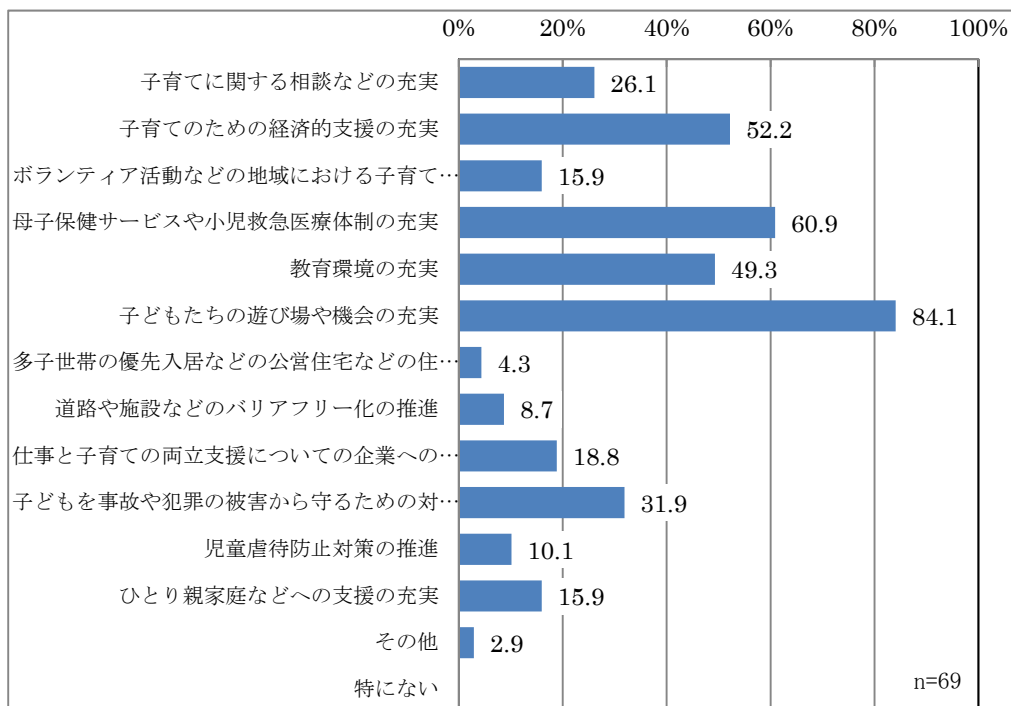
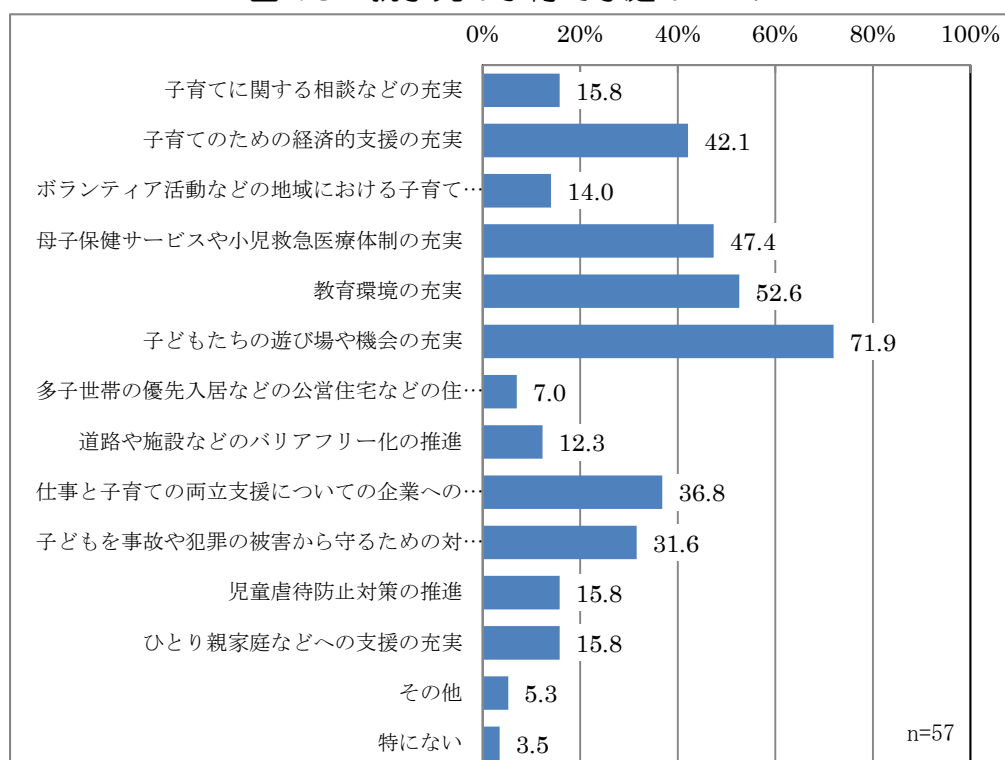


図 15 就学児の子育て家庭のニーズ

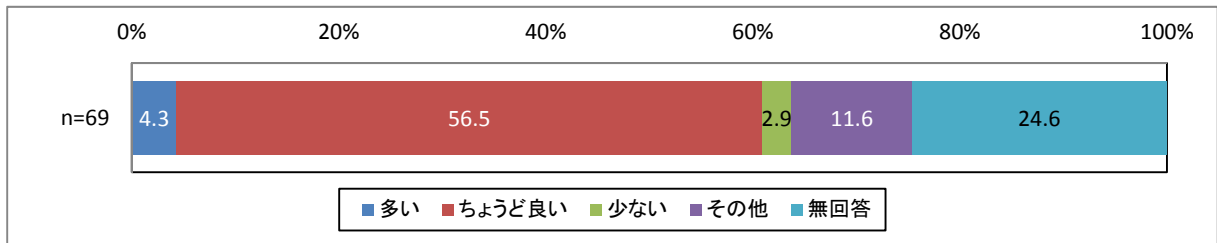


(7) 天塩町未来を築く子育て応援事業について

天塩町未来を築く子育て応援事業について、未就学児・就学児の調査結果は、支給金額については図 16、商工会商品券の割合については図 17 に示すとおりとなりました。金額については「ちょうど良い」が最も多く、商工会発行商品券についても「ちょうど良い」が最も多い結果となり、金額や商品券発行割合については概ね理解をいただいています。

図 16 未来を築く子育て応援事業の支給金額について

(未就学児対象)



(就学児対象)

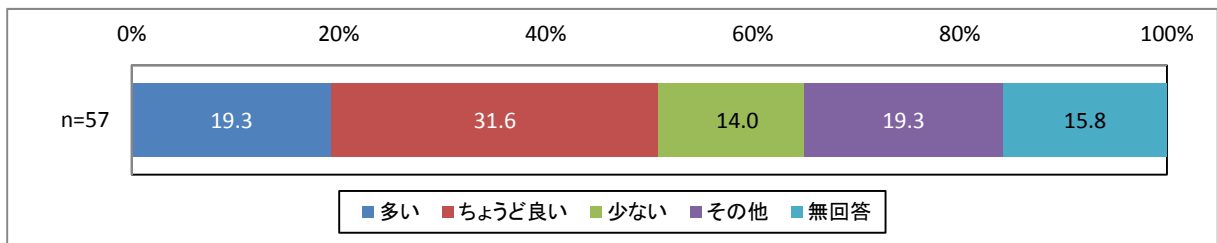
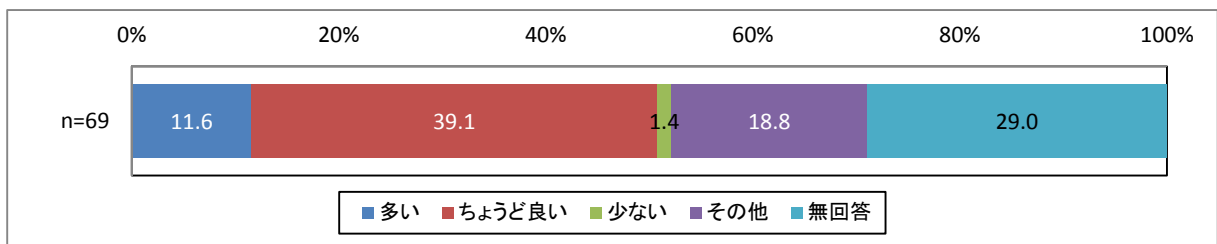
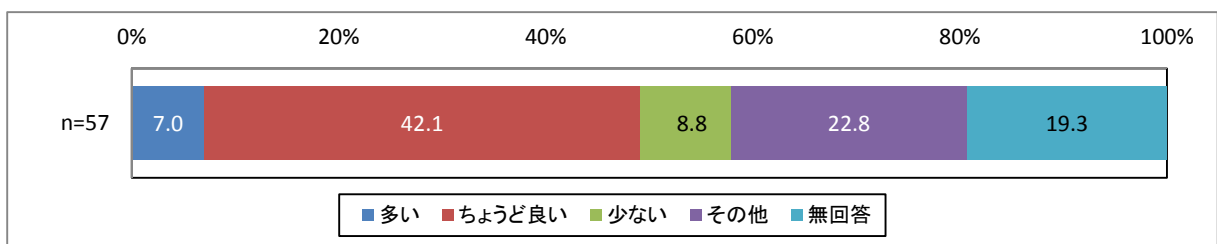


図 17 支給金額の3割を商工会発行商品券で発行することについて

(未就学児対象)

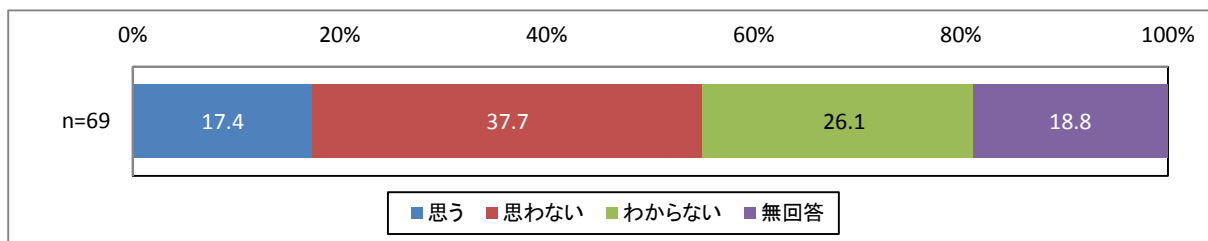


(就学児対象)

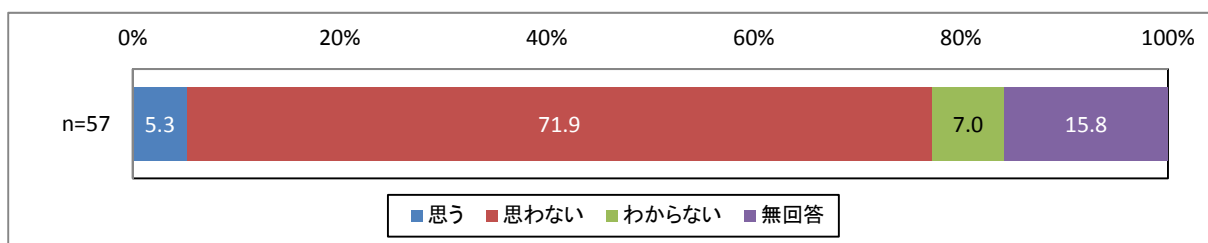


一方で、未来を築く子育て応援事業により、多くの子どもを産み育てたいかとの調査結果については図 18 に示すとおり、未就学児世帯が 37.7% に対し、就学児世帯は 71.9% となりました。以下には自由記載欄に寄せられた意見を抜粋して掲載しておりますが、事業の効果や実施方法について疑問や改善を求める声も多く、今後の事業方法や支給金額の見直しについても本計画期間内に検討していきます。

図 18 応援事業により多くの子どもを産み育てたいと思うか
(未就学児対象)



(就学児対象)



天塩町未来を築く子育て応援事業等に対する意見

お金がもらえるから子供を産むわけではない。つまり、お金を出しても子供が増えるとは限らない。それよりも、今いる子供とこれからの子供たちみんながこの町で安心、安全に暮らせることにお金を使ってほしい。

事業が始まった年に対象となったので頂いたが、子育ては産まれたときから始まっているのでもう少し早くもらいたかった。手続きしてから支給も遅かった。現金でなくてもベビーBOX(肌着やミルク、ベビーソープなど必要なものが一式入っているもの)の支給とかでもいいと思う。

本当に天塩町の未来を築く子供たちを育てたいのであれば祝金だけにこだわらず、子育てをする環境にも目を向けてほしい。

※天塩町未来を築く子育て応援事業とは？

天塩町に在住する妊娠及び出産をする者に対し、妊娠及び出産経費の一部については出産準備金として、子育てに係る経費の一部については出産祝金として交付し、現役世代の経済的負担の軽減を図ることにより、少子高齢化の防止を図るとともに、若年層の定住促進を促す。(支給に関しては居住期間要件等有り)

○出産準備金 10万 (他補助制度により交付を受けている場合は控除して交付)

○出産祝金 (交付金額の内3割分は天塩商工会発行商品券にて交付)

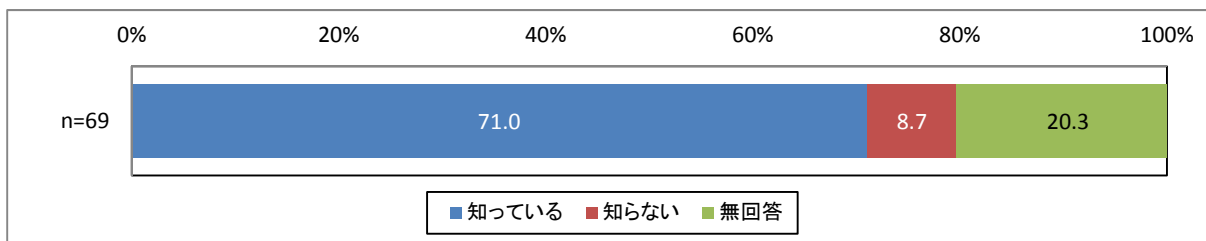
・第1子 30万円 第2子50万円 第3子 100万円

(8) 天塩町子育て応援ファイル「てとて」について

天塩町子育て応援ファイル「てとて」について、未就学児世帯・就学児世帯それぞれの認知度については図 19、実際に持っている割合については図 20 に示すとおり、概ね認知されていますが、就学児の所持者が少ないことがわかりました。

図 19 子育て応援ファイル「てとて」を知っているか

(未就学児対象)



(就学児対象)

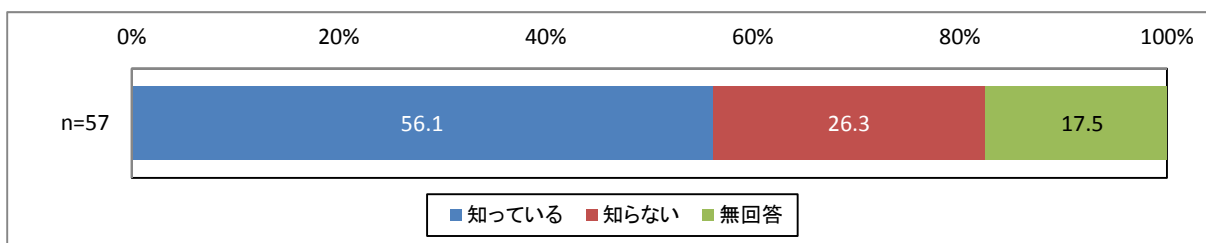
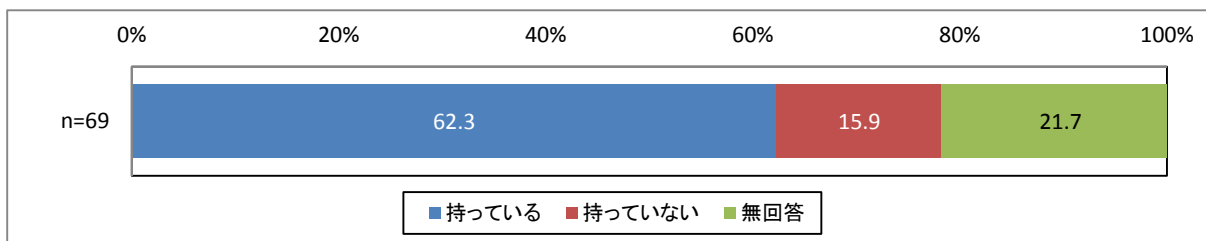
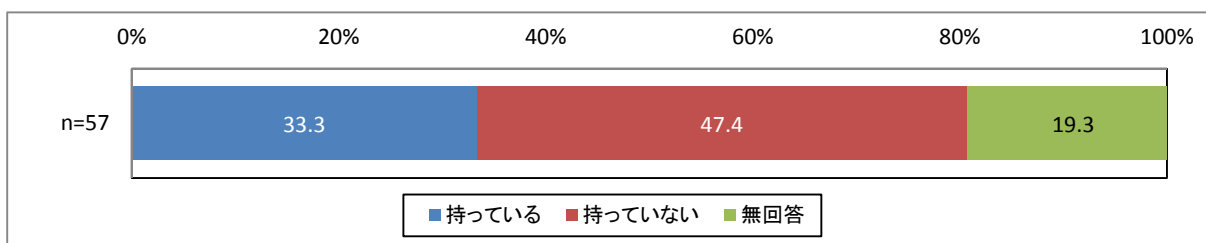


図 20 子育て応援ファイル「てとて」は持っているか

(未就学児対象)



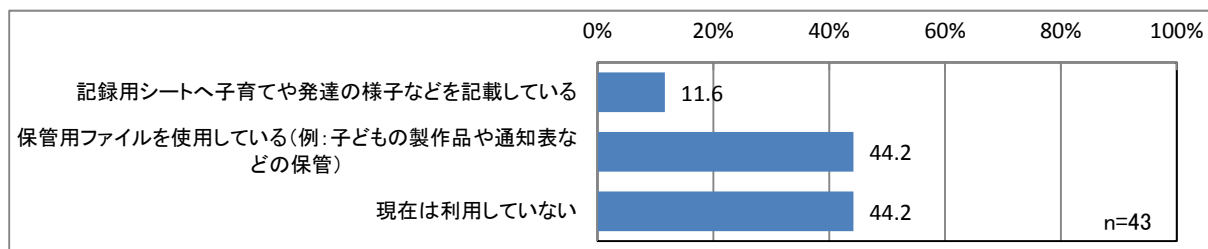
(就学児対象)



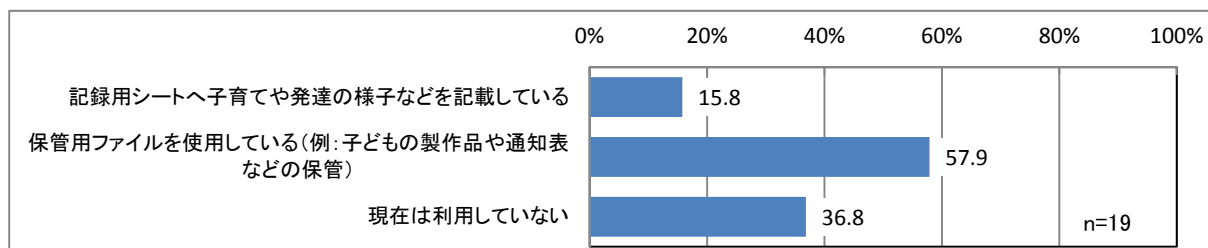
持っているとは回答した方の利用状況については図 21 の結果となり未就学児 44.2%、就学児 36.8%の世帯が「現在は利用していない」と回答しており、応援ファイルの活用方法等についての理解・啓発や、応援ファイルの内容の定期的な見直しについての検討が必要です。

図 21 利用状況について（持っているとは回答した方のみ）

（未就学児対象）



（就学児対象）



※天塩町子育て応援ファイル「てとて」とは？

子どものよりよい成長を願って、保護者が妊娠期から高校卒業までの成長記録を保管し、必要に応じて関係機関や支援者とこれまでの成長記録を共有できるように天塩町が作成しました。子どもごとに学校からの配布物や写真・医療等に相談した際の資料等を保管する保管用ファイルと記録用シート、子育てに関する保健と福祉の制度のしおりの3つを母子手帳交付時及び乳幼児健診など配布しています。

子ども応援ファイル「てとて」表紙



「てとて」保管用ファイル



(9) 子育てのしやすさと満足度

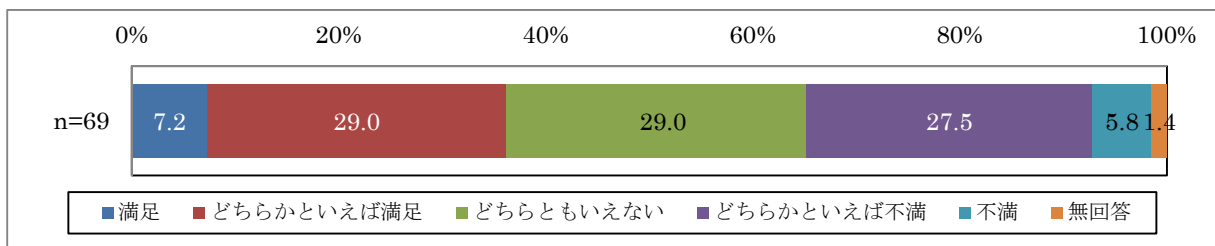
本町の子育てのしやすさについて、満足と感じている子育て家庭は図 22 に示すとおり、未就学児において約36%、就学児においては約28%の結果となりました。

「どちらともいえない」という回答が未就学児については29%、就学児は40.4%を占めていますが、人口推計による子ども人口の減少と子育て支援事業ニーズを踏まえ、早急な子育て環境の整備と調査結果から得られる子育て家庭の実態と希望に応じたサービスの提供が求められます。

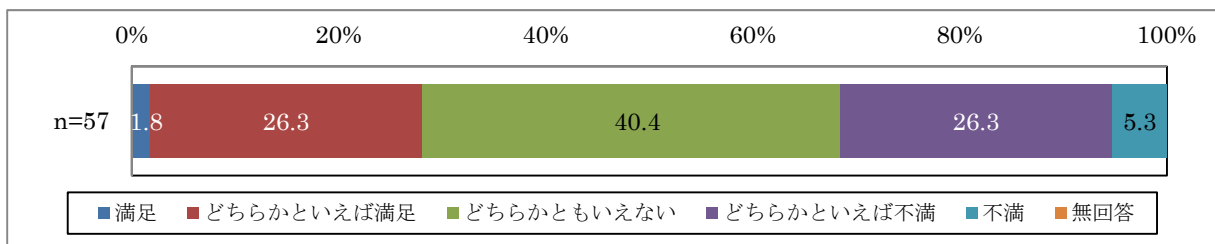
また、多くの自由意見を頂きましたが、その中でも特に多かった意見が「子どもの遊び場の充実」、「保育サービス・放課後児童保育の充実」、「母親同士のふれあいの場・子育てに関する相談場所の充実」及び「小児医療の充実」です。子どもが健やかかつ安心して成長できる環境整備や両親の就労状況に合わせた教育・保育の提供体制を、時代とともに変化する家庭環境や経済状況に合わせて実施していくことが必要となります。

図 22 子育て家庭の子育て環境満足度

(未就学児対象)



(就学児対象)



自由記載欄にて意見を多くいただいた主なものについて

- 1、 子どもの遊び場の充実（19件）
- 2、 保育の充実（子ども園・放課後児童保育）（17件）
- 3、 医療の充実（14件）
- 4、 母親同士のふれあいの場・子育てに関する相談場所の充実（10件）
- 5、 雄信内地区事業の充実（5件）

（以下主な意見を抜粋し掲載）

1、 子どもの遊び場に対する意見

もっと子供たちが遊べる環境をもっと多く作ってほしいです。公園だけでなく室内で遊べる場所があるといいと思います。

習い事や、児童クラブがないときにも、お友達と遊べる場所(遊具が整備された公園や児童館のようなもの)があるとよいなと思います。

子供や母親が遊べたり、憩いの場となるような施設や活動を増やしてほしいと思います。子育てが楽しいと思えなければ、次の子供を産みたいと思わないです。豊富町は子育て支援やサークル、ヨガなど充実していてお母さんたちもイキイキしています。他町の取り組みも参考にするといいと思います。

身近な方からは「遊びにおいで」と電話をもらえると、子供の体調に応じてその場で返答しやすく、助かっている。行政からは、町のどこかの施設の一室を開放してくれると、悪天候の日、お友達と遊ばせたい時などに利用できるの助かる。(おもちゃなどなかったとしても、自由に歩きまわらせられるだけでも助かる)

2、 保育の充実（子ども園・放課後児童保育）に対する意見

預かり保育の充実、時間の延長。現在は16時までなので17時30分か18時まで預かってもらえるとたすかる。

緊急の時などにもっと子供を預けることのできる場所があると助かる。預かり保育をお願いしても園での先生の手配などの都合で預かってもらえないこともあるので、他の手段があると助かる。預かりも16時までなので17時30分まで預かってもらえると助かる。

子供が熱を出してしまったときでもお仕事を休まずに済むよう、病児保育をしてくれるサービスがあれば助かります。

児童クラブの場所。スポーツセンターの2階を間借りしているのでは、子供たちもかわいそうです。

放課後児童クラブの環境が悪いと思います。小学校のそばに設置すべきでは？

今は友人や園でのつながりがあるため、困っていないが、入園前は交友関係を持てる場が少ないと思う。子育て支援センターも、もう少し利用できる時間を増やしたらどうかと思う。他町では午後もやっているところもあります。

3、医療の充実に対する意見

小児医療の充実に

小児科外来がもう少し回数があるか、土日祝時間外での救急外来に、天塩町立病院が対応してくれるともう少し安心して子供を育てられそうな気がします。

産婦人科や小児科などの医療面での心配があるのでそこを充実させてもらえるともっと子供を産みたいと思える。また、産後の職場復帰の際にもっとスムーズに保育所などに入れたり、精神面でのサポートをしてくれる場もあるとよいと思います。

4、 母親同士のふれあいの場・子育てに関する相談場所の充実に対する意見

若いお母さんたちがママ友を作ったり、気軽に情報交換などできる場があればいいと思う。世代間で交流できる場所もあっていいと思う。年配の方達との交流も小さい子には必要だと思う。

子供に関する悩みを専門的な方に聞きたいことがあってもどこに相談していいのかわからない。子育て支援センターも入園してしまうと使えない気がしているし、あいあいにもいかなくなるので、どのタイミングで相談していいのかもわからない。

子供や母親が遊べたり、憩いの場となるような施設や活動を増やしてほしいと思います。子育てが楽しいと思えなければ、次の子供を産みたいと思わないです。豊富町は子育て支援やサークル、ヨガなど充実していてお母さんたちもイキイキしています。他町の取り組みも参考にするといいと思います。

天塩町出身ではないので、協力を求められる人が限られている。親子で交流できる場があるといいなと思う。

5、雄信内地区事業の充実に対する意見

雄信内地域だが、働いている親ばかりなので、夏休み冬休みなど、長期の休みでも、子供を一人にしたり、誰かに頼んでまで仕事をしなくてはならない環境が…。現実で、子供たち同士も楽しめて、親も安心して預けて働ける環境があったらいいと思います。天塩町内にあっても利用できないのが残念。保育所の時間が5時までなので、あと少し足りなかったりします。

雄信内では、放課後児童クラブなどは基本的にありません。農家もあるので、農繁期には、そういうものがあると、大変ありがたいと思います。可能であれば、送迎があると参加できると思いますが、参加人数も少ないため、難しい話でしょうか？しかし、天塩町全体を暮らしやすい場にするのを考えれば…案としてとりあげていただくと嬉しいです。まわりに子供が少ないので、考えてほしい対策です。

月に1回でもいいので、雄信内でも、ことばの教室をできるようになれば、いいと思う。

第 3 章

計画の基本理念

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標

1 基本理念

天塩町が目指す子ども・子育て支援の基本理念は第1期計画の基本理念を引き継ぎ以下の通りとします。

元気な体と豊かな心をもった子どもが育つまち

本計画では、この基本理念を柱とし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、国や北海道定める基本指針をふまえつつ、以下の3点の視点に立って子ども・子育て支援事業の充実を目指します。

2 基本的な視点

(1) 多様化するニーズ

ニーズ調査アンケート結果からは未就学児世帯の約70%が共働き世帯であり、保育ニーズは年々増加傾向にあります。子ども子育て支援制度においては、令和元年10月1日より幼児教育・保育無償化が始まり、子育て世代への経済的な支援が図られました。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」により放課後児童健全育成事業もより一層の充実が求められています。

多様化する保育ニーズや地域子育て支援事業に適切に伝えていくよう、町民ニーズに注視し、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりに務め、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

(2) 妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援

核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合が多くあり、必要な支援が届かないため家庭が孤立化し、痛ましい児童虐待事件が発生する危険性もあります。

妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、従来の事業をさらに発展・充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、継続的な支援環境づくりを推進します。

(3) 子どもの視点に立った支援

子ども・子育て支援制度においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であることが定められています。子育ては母親が主に行うものという旧態依然の考えから脱却し、子育ては平等に夫婦が協働して行い、地域がそれを支えていくという視点に立った取り組みが重要です。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

3 基本目標

基本的な視点を踏まえつつ、以下を本計画の基本目標とします。

(1) のびのび育つ・育てる安らぎのある家庭づくり

子育ての基本である親子の健康を増進し、親が心身ともにゆとりをもって、子育てができる家庭環境づくりを進めていきます。

(2) いきいき育つ・心豊かなコミュニティづくり

家庭、行政、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら、社会全体で支える視点に立った取り組みを進めていきます。

(3) すくすく育つ・育てる思いやりのある環境づくり

子どもの利益が最大限尊重される社会を目指すことを基本に、障害や疾病、虐待、貧困や家庭環境等に左右されることなく、主体性や自主性を重視した子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

子どもは、天塩町の将来を支える大切な宝であり未来への希望です。それゆえ、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう町全体で支えてゆかなければなりません。

本町は、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、平等に教育・保育を受ける権利を享受することができるような環境整備を目指します。

保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、基本目標に従い、子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができる支援を行います。

第 4 章

教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定について

- (1) 区域設定の趣旨
- (2) 区域設定の内容
- (3) 区域設定の理由

1 教育・保育提供区域の設定について

(1) 区域設定の趣旨

教育・保育提供区域の設定は、本町における子育て家庭の生活実態と教育・保育施設の設置状況等を勘案し、本町すべての子どもが平等に教育・保育を受ける権利を享受することができるような子育て支援事業の提供体制を確保することを目的として行います。

(2) 区域設定の内容

地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育施設の利用状況、教育・保育施設の設置状況、地域の子育て家庭環境等を総合的に勘案し、表3のとおり教育・保育提供区域を設定します。

表3 天塩町における教育・保育提供区域

設置区域	設定区域の内容
天塩市街地	天塩町の区域のうち、1丁目から12丁目に至る市街地区域、川口基線、南川口、六志内、北更岸、更岸基線、干拓、新川団地、南町、中産土、西産土、振老、北川口、作返、北産土、南更岸、中更岸、浜更岸
雄信内地区	天塩町の区域のうち、雄信内、西雄信内、東雄信内、泉源、新成、男能富、辰子丑、下国根布、東産土、円山

(3) 区域設定の理由

本町における小学校区を基礎として設定します。この2区域は、それぞれに公的機関や日常生活を営む上で不可欠な施設が設置されており、地域生活圏としてのまとまりの1つと考えられることから、地域の実情に応じた教育・保育の提供体制の確保にあたり望ましいと判断し設定しています。

第 5 章

量の見込みと確保の方策

- 1 教育・保育の二ーズ量と確保方策
- 2 地域子ども・子育て支援事業
 - (1) 時間外保育事業
 - (2) 放課後児童健全育成事業
 - (3) 子育て短期支援事業
 - (4) 地域子育て支援拠点事業
 - (5) 一時預かり事業
 - (6) 病児・病後児保育事業
 - (7) ファミリーサポートセンター事業
 - (8) 利用者支援事業
 - (9) 乳幼児全戸訪問事業
 - (10) 養育支援訪問事業
 - (11) 妊婦に対する健康診査事業

1 教育・保育のニーズ量と確保方策

天塩町子ども・子育て支援事業ニーズ調査の結果及び第1期計画期間の利用実績に基づき算出された本町の子ども・子育て支援事業ニーズ量と、現行の子育て支援事業提供体制との比較の下、ニーズが充足されるような確保の方策について示します。

表1 教育・保育のニーズ量と確保方策

計画年度	利用者区分	ニーズ量	認定こども園	地域型保育事業	認可外保育施設及び特例保育施設	不足
令和2年度	1号認定	5	20			0
	2号認定	46	40	0	7	0
	3号認定(0歳)	5	5	0	0	0
	3号認定(1・2歳)	21	25	0	5	0
令和3年度	1号認定	5	20			0
	2号認定	42	40	0	7	0
	3号認定(0歳)	5	5	0	0	0
	3号認定(1・2歳)	22	25	0	5	0
令和4年度	1号認定	5	20			0
	2号認定	47	40	0	7	0
	3号認定(0歳)	5	5	0	0	0
	3号認定(1・2歳)	21	25	0	5	0
令和5年度	1号認定	5	20			0
	2号認定	42	40	0	7	0
	3号認定(0歳)	5	5	0	0	0
	3号認定(1・2歳)	21	25	0	5	0
令和6年度	1号認定	5	20			0
	2号認定	42	40	0	7	0
	3号認定(0歳)	5	5	0	0	0
	3号認定(1・2歳)	21	25	0	5	0

【単位：人】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現 状】

区分	教育・保育施設	定 員	実施区域
認定子ども園 （保育所型）	天塩町認定こども園 おひさま	90名 ※内訳 1号認定 20名 2・3号認定 70名	天塩町内 （主に市街地）
特例保育	天塩町雄信内へき地保育所	12名	天塩町内 （主に雄信内地域）

【今後の方向性】

認定子ども園とへき地保育所の定員から保育ニーズは概ね充足していますが、待機児童を出さないよう、職員の確保に努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量と確保方策

(1) 延長保育事業

表2 延長保育事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	30	29	30	28	29
実施個所数	1	1	1	1	1
確保の方策	30	29	30	28	29
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現 状】

- 延長保育については天塩町独自施策として、子育て家庭の負担軽減の観点から天塩町認定こども園設置条例施行規則において延長保育利用料を無償化しています

【今後の方向性】

今後も子育て家庭の保育ニーズに合わせて、延長保育の利用ができるよう職員の確保に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

表3 放課後児童健全育成事業のニーズ量と確保方策

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
ニ ー ズ 量	低学年	52	53	44	47	43	
	高学年	10	10	10	9	9	
	計	62	63	54	56	52	
確 保 の 方 策	低 学 年	実施個所数	1	1	1	1	1
		確保の方策	30	30	30	30	30
	高 学 年	実施個所数	1	1	1	1	1
		確保の方策	10	10	10	10	10
	確保の方策計		40	40	40	40	40
不 足		22	23	14	16	12	

【単位：人日】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現状】

名 称	定 員	実施場所	実施区域
天塩町こがら児童クラブ	40名	天塩町ファミリー スポーツセンター内	天塩町内

- ニーズ量に対して提供体制は大きく不足しています。定員については参酌基準のため、現状では職員確保に努めて待機児童について出さないよう努めています。実施場所も小学校から遠方のスポーツセンター内の柔剣道場であり、占有スペースはないのが現状です。

【今後の方向性】

長期休みのみの利用者もあり、ニーズ量の確保のため職員確保に努めると同時に、小学校近隣への実施場所の以降や占有スペースの確保等、児童が生活する環境改善及び学校・地域・家庭が緊密に連携を取れるような実施場所・体制について積極的に検討していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

表 4 子育て短期支援事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	0	0	0	0	0
実施個所数	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人日】

【現 状】

○ 現在、実施していません。

【今後の方向性】

ニーズはありませんでしたが、今後、本町の子育てを取り巻く環境の変化に応じて本事業の実施が必要となる場合は提供体制の整備について検討します。

※子育て短期支援事業とは？

保護者が仕事や病気等、児童の養育が困難になった場合に、施設において宿泊を伴い児童を預かる事業です。

(4) 地域子育て支援拠点事業

表5 地域子育て支援拠点事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	181	181	177	177	184
実施個所数	1	1	1	1	1
確保の方策	181	181	177	177	184
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人回】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現状】

名 称	実施場所	事業内容	実施区域
天塩町子育て支援センター	天塩町立天塩保育所内	①育児相談 ②育児サークル支援 ③子育て情報提供	天塩町内

- ニーズ量に対して専任の職員を配置し提供体制は充足しており、雄信内区域についても、定期的に職員が出張して支援を行っています。

【今後の方向性】

ニーズ量に対して提供体制は充足していますが、ニーズ量は第1期計画よりも増えており、地域で果たす役割について期待が高まっています。サービス内容についても開設日数や時間、実施場所の拡充を検討し、より質の高い子育て支援を提供できるよう整備を進めます。

(5) 一時預かり事業

表6 一時預かり事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	685	685	667	625	606
実施個所数	0	0	0	0	1
確保の方策	0	0	0	0	606
不 足	685	685	667	625	0

【単位：人回】

【現 状】

- 第1期計画中に認定子ども園において一時預かりの事業実施を開始し、突発的に発生する保育ニーズに対応しています。継続的に事業の実施を行うため専任職員を配置しています。

【今後の方向性】

今後も不定期的な保育ニーズに対応するため、専任職員の確保に努め、継続的な事業の実施に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業

表7 病児・病後児保育事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	208	200	212	198	201
実施個所数	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
不 足	208	200	212	198	201

【単位：人日】

【現 状】

- 現在、実施していません。

【確保の方策】

看護師の確保と実施場所について、認定子ども園との調整を図り検討していきます。

(7) ファミリーサポートセンター事業

表9 ファミリーサポートセンター事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	0	0	0	0	0
実施個所数	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人回】

【現 状】

- 現在、実施していません。

【今後の方向性】

ニーズはありませんでしたが、今後、本町の子育てを取り巻く環境の変化に応じて本事業の実施が必要となる場合は提供体制の整備を行います。

※ファミリーサポートセンターとは？

地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織です。

(8) 利用者支援事業

表10 利用者支援事業のニーズ量と確保方策

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	1	1	1	1	1
実施個所数	0	1	1	1	1
確保の方策	0	1	1	1	1
不足	1	0	0	0	0

【単位：箇所】

【現 状】

- 現在、実施していません。（令和3年度事業実施予定）

【今後の方向性】

子育て世代を取り巻く環境の変化や個々の家庭が抱える多種多様な課題に対応するため、令和2年度を準備期間として、具体的にどのような事業実施が望ましいかについて子ども子育て会議や関係機関において議論を深め、令和3年度の事業開始を目指します。

※利用者支援事業とは？

子育て家庭や妊産婦が、子育て支援機関をはじめ、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。事業実施形態として以下の3類型に分かれる。

- ①基本型—専任職員（利用者支援専門員）を配置し当事者目線に立った寄り添い方の支援と地域連携を深めるための子育て支援ネットワークの構築行う
- ②特定型—専任職員（利用者支援専門員）を配置し、保育サービスに関する相談に応じ保育所や各種の保育サービスの情報提供や利用に向けての支援を行う（保育コンシェルジュ）
- ③母子保健型—保健師等の専門職員が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、支援を必要とするものが利用できるサービス等の情報提供を行い、関係機関と協力して支援プランの策定等を行う

(9) 乳幼児全戸訪問事業

表11 乳幼児全戸訪問事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	18	18	18	18	18
実施個所数	1	1	1	1	1
確保の方策	18	18	18	18	18
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現 状】

- 町保健師が出生後の全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境及び母子の健康状態を把握するとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行います。訪問を乳児のいる家庭と子育て支援機関をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぐことを目的として実施しています。

【今後の方向性】

ニーズ量は充足していますが、今後も子育て家庭が抱える不安や悩みを聞く最初の相談機関として、きめ細やかなサービス提供に努めます。

(10) 養育支援訪問事業

表 12 養育支援訪問事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	5	5	5	5	5
実施個所数	1	1	1	1	1
確保の方策	5	5	5	5	5
不 足	0	0	0	0	0

【単位：人】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現 状】

- 養育支援が必要と思われる家庭（※要支援児童・特定妊婦・要保護児童のいる家庭）について、保健師が訪問等を行い、継続的に状況確認しながら関係機関と連携した支援を行っています。

【今後の方向性】

養育支援が必要な家庭については保健師や児童福祉担当係、関係機関が連携しながら要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援を検討していきます。今後、利用者支援事業の実施を検討していくにあたり、養育支援事業の位置づけについても併せて検討していきます。

※要支援児童・特定妊婦・要保護児童とは？

- ①要支援児童－乳幼児全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- ②特定妊婦－出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- ③要保護児童－保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

(11) 妊婦に対する健康診査事業

表 13 妊婦に対する健康診査事業のニーズ量と確保方策

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量	288	288	288	288	288
実施個所数	1	1	1	1	1
確保の方策	288	288	288	288	288
不 足	0	0	0	0	0

【単位：回】

【提供区域】

- 町内全域（2区域）

【現 状】

実 施 場 所	委託契約を締結した医療機関	
実 施 体 制	母子手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を14回分（超音波検査受診票6回分含む）、産婦健康診査受診票を2回分交付する。 ※委託契約を結んでいない医療機関を受診した場合は一部償還払い	
対 象 検 査 項 目		
対 象 検 査 項 目	妊婦一般健康診査	①問診、診察、血圧、体重測定 ②尿検査 ③血液検査（貧血、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体 梅毒血清反応、風しんウイルス抗体、血液型、HIV抗体 HTLV-1抗体、トキソプラズマ抗体等） ④子宮がん健診 ⑤性器クラミジア ⑥細菌性膣症 ⑦ノンストレステスト ⑧B群要血製レンサ球菌 ⑨超音波検査
	産婦健康診査	①問診、診察、体重、血圧測定 ②尿検査 ③エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

【確保の方策】

ニーズ量に対して、提供体制は充足しています。今後も、受診しやすい体制づくりを継続していきます。

第 6 章

教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

- 1 幼稚園教諭及び保育士の質の向上に係る支援
- 2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について
- 3 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者等の連携
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

1 保育士等専門職員の質の向上に係る支援

天塩町では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、一人一人の子どもの健やかな成長を等しく保障することが必要であるとされています。特に、乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達の保障が求められています。

よって、乳幼児期の子どもに対して教育・保育を提供する幼稚園教諭及び保育士の質の向上は不可欠であり、次のような方法により人材の確保や育成に努めます。

(1) 保育士及び教職員等関係機関職員による合同研修等の実施

保育士と教職員等関係機関職員が互いの持つ特性を活かした、教育・保育を提供するための課題や役割を共有できる合同研修を実施し、相乗効果により一体的な教育・保育提供体制の整備を行います。また、研修参加機会の確保のため、代替職員を確保し、積極的な研修参加による職員一人一人の質の向上を目指します。

(2) 特に配慮を必要とする子どもに関わる職員の質の向上

教育・保育の提供は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものであることから、その状況を的確に把握し、適切な教育・保育を提供することができるよう、専門機関との連携及び積極的な研修参加による職員の質の向上に努めます。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供について

天塩町では、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

本町では、上記の基本的認識の下、以下の事項を十分に留意し、すべての子育て家庭のニーズを充足させる環境整備を行います。

- (1) 発達における乳幼児期の重要性と特性
- (2) 地域のニーズに応じた子育て支援の質的・量的充実
- (3) 妊娠・出産期からの切れ目のない子育て相談・情報提供体制
- (4) 子どもの発達段階に応じた親子関係形成支援
- (5) 子どもの健全な発達のための安心・安全な環境整備

(6) 地域社会との結びつき

乳幼児期の教育・保育の提供については、設定2区域ごとに教育・保育施設を設置し、相互に密接な連携を図り、設定区域ごとのニーズに応じた質の高い教育・保育の提供体制を確保するとともに、各地域の実情とニーズを把握させ、全体としてより質の高い教育・保育が提供できるよう努めます。

地域子ども・子育て支援事業については、教育・保育施設を利用の有無にかかわらず、町内すべての子育て家庭のニーズに応じた支援がいきわたるよう情報提供体制を強化するとともに、関係機関や子育て団体と連携することで、変化する子育て環境とそれに伴う事業ニーズの把握に努めます。また、事業に従事する職員の確保を行い、新規事業の展開と現存事業の質的・量的確保を行い、設定2区域のニーズの充足に努めます。

3 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者等の連携

妊娠から出産、乳幼児期から学童期にかけて切れ目のない継続した子育て支援を提供するためには、各時期において子育て支援を提供する機関の密接な連携が不可欠です。本町は、天塩町認定こども園おひさま、天塩町雄信内へき地保育所、町内各小中学校、天塩町こがら児童クラブ、天塩町子育て支援センター及び留萌北部地域子ども発達支援センター、その他関係機関との情報共有に努めています。その一環として、こども園から町内小中学校、高校へスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣し児童生徒の悩みについて受け止める場を設け面談を実施、また、日常の児童への関わり等について保育士や教職員への助言を実施しています。また、特に配慮を必要とする子どもについては情報共有会議等の開催により特段の連携を図ります。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

天塩町では認定子ども園おひさまにて一時預かり事業を実施しており、一時預かり事業利用の費用についても、幼児教育・保育の無償化の対象世帯の範囲において無償化しております。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、引き続き当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ北海道による立ち入り調査等にも同行するなど、北海道と常に連携しながら

ら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

天塩町子ども・子育て支援事業計画



発行日：令和2年4月

発行者：天塩町福祉課

住 所：〒098-3398 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目

TEL：01632-2-1001

FAX：01632-2-2464
